

第4章 人権課題への取組

4 高齢者の人権

【現状と課題】

- 日本は、世界に例を見ない水準の高齢化が進んでおり、約4人に1人以上が高齢者となっています。このような中、本市の高齢化率は、合併時の2004（平成16）年に25%でしたが、2020（令和2）年には35%に近づき、高齢化が急速に進んでいます。さらに、人口構成の変動が全国平均よりも15年程度早く進行していることから、全国的に高齢者人口がピークを迎え社会保障費が増大するいわゆる「2040年問題」は差し迫った問題となっています。
- 高齢者虐待については、2006（平成18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者の尊厳を守るために高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であるとの認識が示されました。しかし、虐待発生の要因は複雑多岐になり、虐待の事後対応のみならず、未然防止を含め、迅速な対応が必要です。
- 認知症については、2019（令和元）年に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、これに基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。本市においては、要介護認定者数の増加に伴い、認知症対象者が増加傾向にあります。認知症を発症しても、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域の認知症に対する正しい理解が必要です。認知症の人や家族の思いを発信する機会を設けるとともに、認知症への正しい理解や地域全体で支え合う重要性の啓発に取り組む必要があります。
- 住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、成年後見制度の申立てに対する支援等を行っていますが、世帯の多様化等により、親族から支援を受けることが難しい高齢者や認知症の高齢者の増加に伴い、権利擁護に関する相談や成年後見制度の申立てが増加していくことが見込まれます。このため、必要なときに相談窓口や制度が利用できるよう周知が必要です。
- 2021（令和3）年からの3年間を計画期間とした「丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、基本理念に「みんなで支えあい 丸ごとつながるまち たんば」を掲げ、住み慣れた地域で安心安全な生活を送ることができるように、市民が丸ごとつながる地域共生社会の実現をめざして、高齢者対策に関する各種施策の充実を図っています。また、介護が必要となった場合でも、高齢者にとって暮らしやすい社会基盤をつくる必要があり、そのために、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの深化・推進が必要です。

【施策の方向性】

(1) 高齢者の人権を尊重する意識啓発

- 高齢者がこれまで果たしてきた社会的役割の重要性を認識し、地域社会全体で高齢者とともに

に支えあいながら生きるという意識を持ち、高齢者が社会の重要な一員として尊重され、様々な社会活動に参加する機会が確保されるよう、高齢者の人権についての意識を高める啓発を進めます。

(2) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

- 高齢者の権利利益の擁護に対する意識の向上を図ります。
- 高齢者虐待対策地域連絡会において、関係機関との意見交換を行い、見守りや対応のネットワークの強化を図ります。
- 成年後見制度の普及啓発を行い、利用の促進を図り、物事を判断する能力が不十分な人の権利を守るために体制を強化します。
- 権利侵害に対し、身近な地域の中で早期発見できる体制を構築するとともに、関係機関のネットワークを強化し、重層的な相談対応を図ります。
- 権利擁護支援センターを設置し、支援機関や専門職とのネットワークを構築し、一体的に支援できる体制を作ります。

(3) 認知症への理解の促進

- 本人や周りの人が認知症と気づき、どこに相談をすればよいのかがわかるように、認知症に対する基礎的な情報とともに相談窓口の周知を行います。また、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、地域での見守りを更に強化し、認知症への理解の促進に努めます。
- 高齢者早期発見SOSシステムの利用促進や高齢者あんしん見守り隊の活動促進により、地域の見守り体制の充実を図ります。
- 認知症の人やその家族が安心して暮らすため、情報を共有し、理解し合える場として「認知症カフェ」や「認知症介護者のつどい」の開設を推進します。認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域づくりを支援します。

(4) 生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり

- 高齢者が培ってきた豊かな知識・経験を生かし、地域社会の担い手として、就業機会やボランティア活動、地域の支えあい活動などを通して活躍できる環境づくりなど、自立・生きがいづくりを支援します。
- 老人クラブや高齢者の健康づくりの機会を活用し、高齢者が互いに交流を深める場を創出します。
- 高齢者が安全かつ安心して暮らすことができるよう、公共施設や道路などの安全対策・バリアフリー化を推進します。

(5) 地域共生社会への取組

- 相談支援にとどまらず、高齢者の社会とのつながりや社会への参加を支援する「参加支援」、地域における多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」など重層的な支援体制の充実・推進を図ります。
- 高齢者の生活を支援するために、地域一体となった体制づくりを進めます。

【参考】

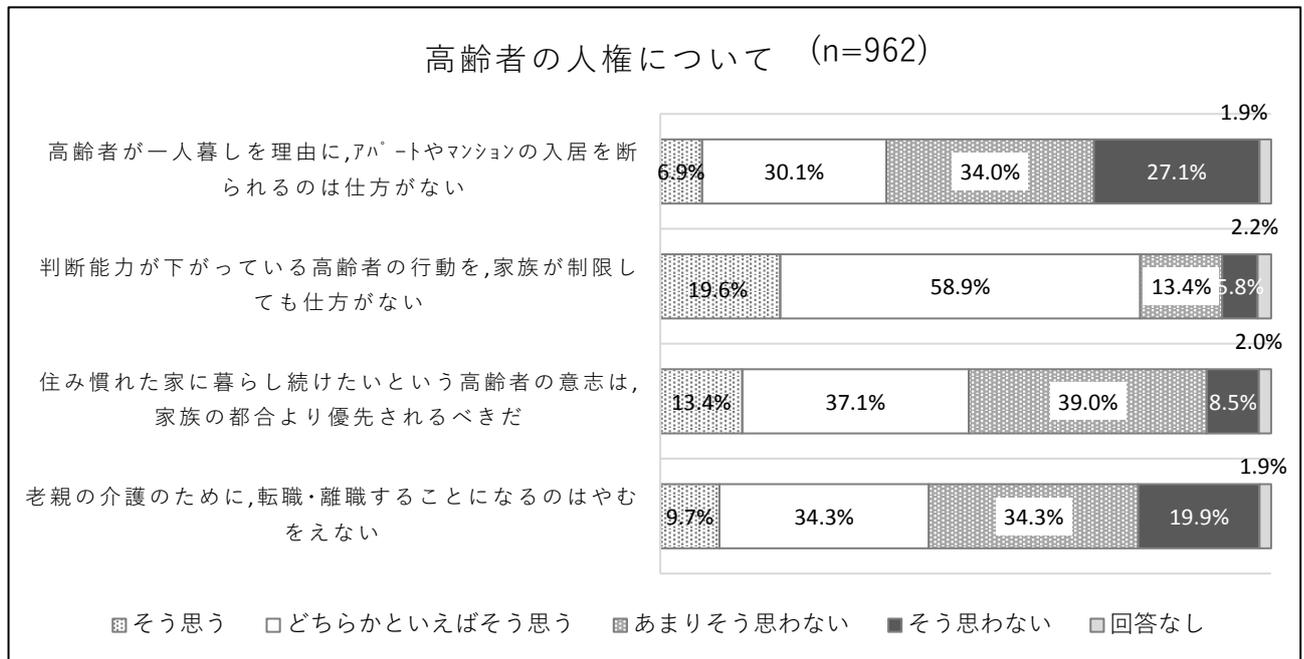
2018（平成 30）年実施「人権に関する市民意識調査の結果（抜粋）」

○高齢者の人権について

高齢者の人権に関する 4 つの意見に対する考え方を尋ね、「高齢者の人権を守ろうとする立場」についての意識を調査しました。

「高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどの入居が断られるのは仕方がない」（一人暮らしの高齢者の入居拒否）では、反対する回答が 6 割前半となりましたが、「判断能力が下がっている高齢者の行動を、家族が制限しても仕方がない」（判断能力が下がった高齢者の行動制限）では、反対する回答が約 2 割に留まり、むしろ賛成する回答が 8 割弱となりました。

「高齢者が住み慣れた家に暮らし続けること」と「介護する側の転職・離職」は、「ケアを必要とする高齢者」と「ケアを提供する家族」との人権の衝突の問題を扱っていますが、いずれも賛否が二分されました。



第2次丹波市人権施策基本方針「高齢者の人権」

(1) 現況

1982(昭和57)年、ウィーンで開催された国連主催の初めての世界会議において、「高齢化に関する国際行動計画」が採択され、さらに1991(平成3)年第64回国連総会において「高齢者のための国連原則(5原則—尊厳・自己実現・ケア・自立・参加)」が採択されました。

わが国においては、1986(昭和61)年に決定された「長寿社会対策大綱」に基づき長寿社会に向けた総合的な対策の推進が図られ、1995(平成7)年に「高齢社会対策基本法」が施行されました。以後、2001(平成13)年に新しい高齢社会対策大綱の閣議決定や、2006(平成18)年には「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

わが国は、人口高齢化が急速に進行しており、2035(平成47)年には3人に1人が65歳以上となる世界のどの国も経験したことがない高齢社会を迎えようとしています。丹波市においては、すでに高齢化率30%を超えて超高齢化社会へと移行しており、特に中山間地ではいわゆる「限界集落」の問題が顕在化しています。

高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、経済面での権利侵害などが懸念され、悪質商法や財産奪取などの高齢者をターゲットにした犯罪や事故が増加し、様々な問題が生じています。また、高齢者に対する誤った認識が偏見や差別・人権侵害を生むことや、年齢制限などにより高齢者の働く場所が確保できないことなどが指摘されています。独居高齢者の増加や介護・福祉サービスが十分でないなどの状況は生存権を脅かす問題ともなりかねません。

さらに、認知症高齢者に対する虐待や、財産奪取など高齢者の人権を侵害するような事象が発生しています。

今後においては、災害時における要援護者の支援策などについての対応も必要となってきています。

(2) 課題

- 高齢者の権利擁護に関する教育・啓発の推進
- 虐待への対策等、高齢者の権利を守るための対策の推進
- 高齢者がいきいきと暮らせるための、地域社会づくり
- 安心して暮らすための保健・福祉生活支援サービスの推進、NPO等担い手の育成強化

(3) 施策の方向性

①保健・福祉と人権擁護の推進

介護保険制度の適切な実施とともに、介護保険の対象とならない高齢者も含めて介護予防、在宅生活支援の観点から、各種教室・講座等の開催、相談事業の推進、在宅福祉・介護サービスの推進とその充実を図るなど、高齢者福祉関連の施策と併せて、高齢者の人権擁護の取組を進めます。

このため、高齢者と接する介護や福祉関係職員の資質の向上・人権意識の向上を図ります。また、高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)・在宅介護支援センターと市内関係施設等とのネットワーク化を推進します

②認知症高齢者の人権擁護の推進

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）、在宅介護支援センター等における各種相談業務の充実や、高齢者の認知症に関する情報提供や相談・支援体制の充実、あるいはグループホーム等の整備の促進など、認知症高齢者の介護・福祉施策と併せて、介護保険施設等の職員を対象に認知症高齢者に対する処遇の質の向上や人権擁護のための教育・啓発・研修を進めます。

③人権と自己決定の尊重

利用者が選ぶ方式へと福祉サービスの利用方法が変っていく中で、認知症等の理由で判断能力の不十分な方に対する財産・金銭管理、日常生活の相談・支援や各種サービスの利用援助などを行う各種制度の活用により、高齢者の人権を守りながら自己決定権の尊重を図ります。

また、生活全般にわたる相談や保健・医療・福祉サービスの利用援助・情報提供などを総合的に支援できるようにするとともに、情報提供等のサービスの向上に努めます。

④高齢者の虐待防止の推進

高齢者の虐待に関しては、介護者等による身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待・ネグレスト（放任・放棄）・性的虐待等があります。特に家庭内において、近親者からの虐待が多く発生していることが報告されており、発生した場合、当該事案に対する調査・処理・相談など関係機関と連携して適切な対応・解決に取り組みます。

また、高齢者の人権擁護のため、高齢者の虐待防止法についての理解を深め、「虐待」が明らかな「人権侵害」であることを教育・啓発・研修していきます。

⑤地域の相互支援体制の確立

地域の各種団体、市民との協力・連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して健康でいきいきと生活が送れるよう、相互支援活動の推進について検討するとともに、緊急通報体制等の整備の推進を図るなど、地域での見守り体制の充実に向けて取り組みます。

⑥生活環境の整備

道路・建物・住宅・公園など公共施設などの安全対策・バリアフリー化の推進や高齢者向け対応住宅の整備・供給を推進します。また、在宅生活を支援する事業の推進を図ります。さらには、高齢者に交通の便を図るための事業の推進を図ります。

⑦社会参加と交流

高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、文化やスポーツ活動、奉仕活動、ボランティア活動の推進を図るとともに、就労についてもシルバー人材センターなど関係団体と連携してその推進を図ります。

また、高齢者は敬愛すべき存在であるとの意識啓発を推進しつつ、子どもから高齢者までの幅広い世代のふれあいや交流を進めていきます。